

インターネットでダイエットサプリを500円で購入できるという広告を見て、1回限りのつもりで購入した。ところが、2回目の商品が届き、定期購入契約であったことが判明。しかも、2回目以降は8000円と高額だった。自分では払えず、母親に相談して販売業者に未成年者契約の取り消しを求めたが、「申し込み時に親の承諾を得て申し込むという利用規約に同意しているので、取り消しはできない」と言われた。

(16歳 女子高校生)

未成年者は、成人と比べて取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟だと考えられます。このため契約によって不利益を被らないように、「未成年者が、法定代理人（親権者又は後見人）の同意を得ないで行った法律行為は、取り消すことができる」と民法で定められています。

ただし、未成年者が、相手を誤信させる目的で成年者であると伝えたり、法定代理人の同意を得ているなどと嘘をついたりする「詐術」により相手を信用させて契約した場合は、契約の取り消しは認められません。

しかし、例えばインターネットの取引などで「成年ですか」という問いに「はい」のボタンをクリックさせただけの場合や、相談事例のように、利用規約の一部に「未成年者の場合は、親の承諾を得て申し込む」と記載してあるだけの場合は「詐術」には当たらず、「未成年者契約の取り消し」ができると考えられます。

民法改正により、2022年4月1日から成年年齢は満18歳になります。成年になると当然「未成年者契約の取り消し」はできません。契約する時は、契約の必要性や内容をよく理解した上で結ぶことが必要です。

困ったときは、お住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。